

名証自規G第15号

平成21年7月16日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

**「継続企業の前提に関する注記」等に係る四半期財務諸表等規則等
の改正への対応について**

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「継続企業の前提に関する注記」等に係る開示に関して、平成21年7月8日に「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行され、改正後の規定は平成21年6月30日以後に終了する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表等から適用することとされております。

これを受けて、当取引所では、四半期決算短信における「継続企業の前提に関する注記」等に関連する部分につき、別添のとおり対応することといたしましたので、御通知申し上げます。

なお、本通知の内容につきましては、当該内閣府令の適用時期と同様に、平成21年6月30日以後に終了する四半期累計期間に係る四半期決算短信について適用することといたします（第1、第2、第3四半期のいずれの四半期に係る四半期財務諸表であっても適用されます。）。

上場会社各社におかれましては、本通知の趣旨及び内容について十分御理解をいただくとともに、引き続き適時適切な会社情報の開示に努めていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

○別添 「継続企業の前提に関する注記」等に係る四半期財規等の改正への対応

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL：052-262-3174

E-mail：syoken@nse.or.jp